

家辭而不受、

〔三代實錄清和〕貞觀四年二月廿五日甲子、无品有子内親王薨、淳和太后奏請不被任葬儀司、詞旨懇

切、因而不任、輟朝三日、内親王者、淳和太上天皇之女也、母贈皇后諱高、桓武天皇之女、生一男三女焉、

〔類聚符宣抄四〕被右大臣宣、傳紀内親王皇女、薨之由、今日奏聞既訖、宜仰辨官始自今日、令神祇官

獻御贖物者、

仁和二年六月廿九日

大外記大藏善行奉

即日仰告當直左少史凡春宗訖

〔類聚符宣抄四〕中納言兼右近衛大將藤原朝臣師尹宣、奉勅一品康子内親王皇女、今月六日薨、須

依例任葬官、而依喪家辭申、停任伴官者、

天曆十一年天德六月十日

少外記國公眞奉

〔日本紀略四上〕天德元年六月六日辛酉、一品康子内親王薨、醍醐第十皇女給贖物、件薨胞衣不下之故也、

於右大臣藤原坊城第薨、十日乙丑、御躰御卜如例行之、天皇不服錫紵、以前有御卜奏、於禁中儀

於陣外奏之、此間故康子内親王家別當掃部頭藤原在滋、於待賢門付外記申云、今日親王葬送也、葬

官不可任之由、有遺誠者歟、有薨奏事、今日以後三箇日、不可有音樂之由、仰内豎畢、今夕件内親王、葬

西八條東河島邊、

〔續世繼六〕女宮は一品宮としておはし、まは、禧子の内親王皇女、鳥羽として、賀茂のいつき

にたち給へりし、御なやみにては、どなくいで給ひにき、長承二年十月十一日御とし十二にてか

くれさせ給にき、中廿七日薨奏としてこのよし内裏に奏すれば、三日は廢朝として御殿のみすも

おろされ、なに事もこゑたて、そうすることなど侍らざりけり、みかど崇は御いもうとにお

はしませば御ふくたてまつりなごしけり、もなもなき御かふり、なはいなごきこえて、年中行